

# 大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等技術協力業務

## 提案説明書

令和7年（2025年）12月  
札幌市スポーツ局施設整備担当部

## 1 業務名

大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等技術協力業務

## 2 趣旨

本説明書は、「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等技術協力業務」（以下、「本業務」という）の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争について、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務の背景・目的

大倉山ジャンプ競技場（ラージヒル）と宮の森ジャンプ競技場（ノーマルヒル）の両競技場は、これまで様々な国際大会が開催され、また、国が指定するナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点（NTC）として選手の強化や育成の拠点にもなっているが、ジャンプ台の形状が現行の国際競技規則に適合しておらず、今後、継続して国際大会を誘致できない可能性がある。

本市では、ウインタースポーツ都市札幌を象徴する両競技場が、今後もその機能や価値を維持・向上していくことを目指し、令和7年1月に「大倉山ジャンプ競技場等に係る改修の考え方」を公表するとともに、同年6月に「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修基本設計等業務」に着手し、2028年の国際スキー・スノーボード連盟（以下、「FIS」という）の公認を受けるため、ラージヒルの改修を行うこととしている。

改修工事については、ジャンプ競技場という特殊施設の工事であるとともに、対象地が急傾斜かつ狭隘な敷地内に位置していることから施工難易度が高く、周辺自然環境への影響を最小限に抑えながら施工する必要があるなど、厳しい現場条件となっていることから、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法を最大限活用しながら最適な仕様を確定し、2028年の公認更新までに確実に工事を完了させるため、工事の発注方式については技術提案・交渉方式を適用する。

また、契約タイプについて、本改修工事では施工者の技術提案により工法や構造形式など仕様の前提となる条件が変わるため、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和7年2月）」（以下、「ガイドライン」という）に示す「技術協力・施工タイプ」を適用する。

本業務では、発注者の要求を的確に満たし、施工者の技術提案を実施設計に反映させるため、「技術協力・施工タイプ」における技術協力業務を行うものである。

## 4 業務等の内容

### (1) 技術協力業務

別紙1「業務仕様書」のとおり。

### (2) 工事

別紙2「工事概要」のとおり。

なお、上記の内容は現時点のものであり、今後、提案内容や協議、実施設計における詳細検討の内容により変更する可能性がある

## 5 契約等

### (1) 入札契約方式

本業務及び工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（技術提

案・交渉方式)における技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と本業務の契約を締結した後、仕様書等に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の随意契約の相手方として特定するものである。

なお、工事に係る契約締結は、当該事業に係る予算が議決された場合に行うものとする。

また、工事の予定価格は札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年条例第6号）に定める額以上となる見込みであり、その場合、札幌市議会の同意を得た後に本契約を締結することとなる。

## (2) 選定方式

施工者の高度な技術を実施設計に反映させるため、技術提案等を求めるとともに、ヒアリングを実施した上で、技術提案等を総合的に評価し、委託候補業者を選定する公募型企画競争（以下、「プロポーザル方式」という）とする。

プロポーザル方式の実施については、ガイドラインを参考とし、地方自治法や札幌市が定める各種規則・規約や要領に準じて実施する。

## 6 技術提案を求める項目

大倉山ジャンプ競技場の改修にあたっては、ジャンプ台という特殊な構造物の改修であり、急傾斜かつ狭隘な敷地での施工となる。また、FISの公認更新時期が定められているほか、競技団体からは工事期間中も冬季のスキージャンプ大会の開催を継続できるよう要望があるなど、工期の制約もある。

本業務は、これらの条件がある中で、確実に工事を完了させることを目的に、ジャンプ台本体の改修工法のほか、仮設や工程といった施工計画等に関する部分においても、施工者の持つ高度かつ専門的なノウハウを実施設計に反映するものである。

技術提案については、別紙1「業務仕様書」および別紙3「評価項目及び評価基準表」を参照のうえ、業務を遂行するための下記の項目について、技術提案書等を作成すること。

### <1. 業務実施体制>

(1)配置技術者

(2)業務管理計画

### <2. 技術提案内容>

(3)ジャンプ台本体の構造

(4)急傾斜地への対応

(5)周辺自然環境への配慮

(6)FIS公認・大会開催への配慮

(7)コスト管理体制の構築

(8)施工上のリスク管理の提案

(9)その他独自提案

## 7 参考額

改修工事に先立って実施する技術協力業務の規模は25,000千円程度（消費税等相当額を含む）、工事規模は6,200,000千円程度（消費税等相当額を含む）を想定している。

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

8 業務委託期間

契約締結日から令和8年10月26日（月）まで

9 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の要件すべてに該当する者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (5) 消費税及び地方消費税などの納税義務を果たしていること。

- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加してないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、資本関係の具体例については、本市の入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。

ア 資本関係

（ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合  
（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

（ア）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2

号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合。

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 単体企業及び特定共同企業体どちらの参加も認めるが、以下に定める条件を満たすこと。

ア 単体企業

(ア) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が「工事」の「土木」等級「A1」で登録されていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)

(イ)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ)特定共同企業体として本入札に参加している代表者及び構成員ではないこと。

イ 特定共同企業体(甲型共同企業体)

(ア)全ての構成員が、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が「工事」の「土木」等級「A1」で登録されていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づ

き対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)

- (イ)全ての構成員が、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ)全ての構成員が、土木工事に関して、必要な国家資格等を有し、監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者が在籍し、施工にあたっては、これらの技術者を施工現場に専任で配置し得ること。
- (エ)構成員の数は、2又は3社とすること。
- (オ)代表者は構成員によって決定された者とすること。
- (カ)各構成員の出資割合は、構成員数により以下に定める割合以上でなければならない。なお、代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。
  - ・構成員が2社の場合 30%以上
  - ・構成員が3社の場合 20%以上

(キ)単体企業及び他の共同企業体の構成員として本入札に参加していないこと。

(8)技術協力業務において、以下に示す要件を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。

ア 管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であること。

(再委託による配置技術者の確保は不可)

- (ア)技術士（建設部門、総合技術監理部門一建設 のいずれか）
- (イ)RCCM ((ア)に準ずる専門技術部門)
- (ウ)1級土木施工管理技士

イ 管理技術者及び照査技術者は、競争参加希望者と3ヵ月以上の直接的な雇用関係にあること。

(9)国内・外及び新設・改修に関わらずジャンプ台の本体構造に関する工事について、元請けとしての施工実績を有すること。なお、当該施工実績は平成7年4月1日以降に工事が完了し、・引き渡しが済んでいるもの（共同企業体により施工した工事で、出資比率が20%以上であるものを含む。）であること。なお、特定共同企業体で参加する場合は、代表構成員が施工実績を1件以上保有すること。

(10)改修工事において、以下に示す要件を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、配置については、本業務契約後に発注者・本業務受託者の間で取り交わす基本協定書に基づく価格等の交渉が成立し、工事請負契約の締結時に配置すること。

ア 主任技術者又は監理技術者は以下の資格を有する者であること。

(ア)1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格

(イ)監理技術者においては、監理技術資格者証及び監理技術者講習修了書

イ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と3ヵ月以上の直接的な雇用関係にあること。

ウ 現場代理人に資格要件は求めないが、当該工事現場に常駐し、その職務を専ら行うこと。ただし、工事が次に掲げる期間にある場合、現場代理人の常駐を要しないものとする。また、現場代理人は、常駐を要しない複数の工事を兼任できるものとする。

a 工事請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

b 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

- c 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- d 工事しゅん功後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、本市の都合により検査が遅延した場合は、その期間も常駐を要しない。）
- エ 主任技術者又は監理技術者の工事途中における交代は認めないが、次に掲げる事由による場合に限り、交代を認める。また、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、工事の継続性及び品質確保等の観点から、参加資格に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置技術者と同等以上の技術力が確保される者を配置すること。また、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること等の措置が講じられるように留意すること。
  - a 監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
  - b 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
  - c 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
  - d 工事工程上技術者の交代が合理的な場合や長時間労働の是正が必要な場合等、働き方改革の観点から必要と認められる場合
- オ 工事の特定通知後、コリンズ等により配置予定監理技術者等の選任制度違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

## 10 参加手続きに関する事項

### (1) プロポーザルの日程（予定）

日程は下記の通り想定しているが、特別な事情の変化等が生じた場合は、日程や審査方法等を再検討する。

・技術提案の公募開始	令和7年12月23日（火）
・質問書の提出期限	令和8年1月29日（木）※
・参加意向申出書及び参加資格確認書等	令和8年2月3日（火）※
・技術提案書及び想定全体工事費の提出期限	令和8年2月26日（木）※
・一次審査（書類審査）	令和8年3月5日（木）頃
・最終審査（ヒアリング）	令和8年3月16日（月）頃

※提出期限については正午必着とする。

### (2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

「17 問合せ先（事務局）」のHPアドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

### (3) 質問書の提出について

質問は提出期限までに質問書（様式1）を事務局へ持参すること。なお、郵送、FAX及び電子メールによる提出（提出期限までに必着）も可能とするが、その場合は、提出した旨を電話により事務局へ連絡すること。（口頭による質問は受け付けない。）

電子メールによる提出の場合、件名は「（企業名）大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等技術協力業務 質問書」とすること。

質問に対する回答は、文書により質問書の提出者に隨時回答の上、HP上に掲載する。

### (4) 参加意向申出書等の提出について

① 参加意向申出書及び参加資格確認書

提出期限までに参加意向申出書及び参加資格確認書（様式2～5）を事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

② 技術提案書

提出期限までに別紙4「技術提案書等の作成について」に基づき作成し、事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

③ 想定全体工事費

技術提案に基づく想定全体工事費（総額）を書面（様式自由）にて提出すること。なお、②技術提案書に記載する事も可とするが、その場合、価格の大小については直接的に評価の対象としない。

## 11 技術提案の審査

技術提案は、札幌市スポーツ局に設置される「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等技術協力業務に係る企画競争等実施委員会」（以下、「実施委員会」という）の審査において、最も優れた技術提案者（以下、「優先交渉権者」という）を選定する。

なお、評価の方法は、別紙3「評価項目及び評価基準表」により総合的に評価する。

(1) 実施委員会の構成（4名）

委員長：高野 伸栄 （北海道大学大学院工学研究院教授）

委 員：愛甲 哲也 （北海道大学大学院農学研究院教授）

委 員：渡部 要一 （北海道大学大学院工学研究院教授）

委 員：道尾 淳子 （北海道科学大学未来デザイン学部准教授）

(2) 一次審査

- ・提出書類による書類審査を行う。
- ・一次審査通過の技術提案は3件程度とする。
- ・一次審査の結果は、確定後直ちに技術提案者各自に文書で通知する。
- ・応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略し、提案者全員に別途連絡する。

(3) 最終審査（ヒアリング）

- ・一次審査を通過した提案者に対し、最終審査（ヒアリング）を実施する。なお、一次審査の審査結果は最終審査へ引き継がない。
- ・提案者の出席者は総括責任者を含む最大5名までとする。
- ・ヒアリングは1社（者）30分（説明15分、質疑15分）を想定し、順次個別に行う。
- ・説明については、技術提案書に基づいて行うこととし、資料の追加配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。
- ・最低基準点は、実施委員会各委員の持ち点（130点）を合算した値（満点）の6割とし、これを超えたもののうち最も点数の高い技術提案者を優先交渉権者とする。
- ・採点が同点の場合は、評価項目における「3. 技術提案」の内、(4)～(6)の点数の合計が高い者を優先交渉権者として選定する。
- ・なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば優先交渉権者として選定する。
- ・ヒアリングの場所、日時等の詳細については、対象者へ別途通知する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

- ・本業務の委託は、原則として優先交渉権者に対して行うこととし、その手続きについては、札幌市契約規則による。ただし、優先交渉権者が、「9 参加資格要件」

のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

- ・契約の締結にあたっては、技術提案書と共に提出した想定全体工事費の内訳書を提出すること。なお、内訳書の構成や詳細な項目については、事務局と協議の上、作成すること。
- ・優先交渉権者と契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- ・企画競争の性質上、当該契約に当たり、技術提案の内容を以てそのまま契約するとは限らない。

#### (4) 選定結果の通知方法

選定の結果及び評価点による順位について、最終審査を行った技術提案者各々に対して文書により通知する。

### 12 協定等の締結

#### (1) 基本協定の締結

技術協力業務の契約締結にあたり、優先交渉権者は別途発注する本工事に係る実施設計の業務完了後に発注する改修工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定(別紙5)を締結するものとする。

なお、工事の価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知するとともに、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

#### (2) 設計協力協定の締結

優先交渉権者の選定後、技術協力業務に係る見積合せを実施したうえで、業務委託契約を締結すると同時に、優先交渉権者が設計協力するため、発注者並びに実施設計業務受託者の3者間の役割や権限に関する設計協力協定(別紙6)を締結し、技術協力業務を行うこと。

### 13 評価についての申立て

技術提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

### 14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員又は市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本技術提案の手続期間中に参加停止措置を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 15 技術提案の著作権等に関する事項

- (1) 技術提案の著作権は各提案者に帰属する。

- (2) 実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編、書類の複製を含む）することを許諾するものとする。この場合、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が技術提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 技術提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 16 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (5) 提出される書類やプロポーザルに関するヒアリングなど、業務に関連する事柄に関して、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

## 17 問合せ先（事務局）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階  
札幌市スポーツ局施設整備担当部施設整備担当課

TEL：011-211-3077 FAX：011-211-3048

HPアドレス：

<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2025/proposal2.html>

メールアドレス：[sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp](mailto:sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp)

## 18 参考資料

○大倉山ジャンプ競技場等に係る改修の考え方（札幌市HP）

<https://www.city.sapporo.jp/sports/sisetsu/ookura.html>

○大倉山ジャンプ競技場等周辺における環境調査業務 影響評価検討書（札幌市HP）

<https://www.city.sapporo.jp/sports/sisetsu/ookura.html>

○大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修基本設計等業務の技術資料（守秘義務対象資料）

企画提案に当たり守秘義務対象資料の貸与を希望する場合は、申込書（様式8-1）および誓約書（様式8-2）に必要事項を記入の上、事務局へ持参又は電子メールにより提出すること。申込期限は質問書の提出期限と同様とする。また、貸与方法は、事務局より別途連絡する。